

鶴ヶ島市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月14日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1） 総合政策部 情報推進課
- （2） 市民生活部 産業振興課（消費生活センター含む）

4 監査の着眼点

令和4年度（4月から11月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和5年1月17日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総合政策部 情報推進課

ア 主要事務事業

令和4年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 行政システム活用推進事業

行政システム等の活用を推進することにより、各部門の業務を円滑かつ効率的に進めるための経費。

統合型内部情報系システムの導入、共通情報基盤の構築、クライアントパソコンの導入、セキュリティ対策の実施、複合機の維持管理、公開型GISの構築、住民情報システムの運用管理などを進めている。

今後も既存のデジタル環境の安定稼働と併せ、行政手続のオンライン化や、住民情報システムの標準化への対応を中心に、全庁的な調整を重ねながら各側面でデジタル化による市民サービスの向上に努める。

(イ) 情報推進事務経費

情報化の推進及び情報リテラシーの向上を目的とし、関係ベンダー主催の研修への参加や、IT関連の参考図書を購入するための経費。

ICT公共フォーラム及び地方自治情報化推進フェアへの参加や、参考書籍を購入している。

引き続き情報化に関しての情報収集に努め、また、研修やセミナーに積極的に参加し、情報リテラシーの向上を目指す。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

該当事務なし

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

委託業務の分割払いにおいて、請求額に相当する履行内容を確認せずに支払っていた事案があり、また、文書管理規程で定められている記入・押印が漏れている文書が多数見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。

(2) 市民生活部 産業振興課（消費生活センター含む）

ア 主要事務事業

令和4年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) ふるさと振興発信経費

ふるさと納税制度を積極的に活用することにより、シティプロモーションを推進し、市の知名度の向上と産業の活性化を図る経費。

寄附の受け入れ、パートナー企業への発注・支払、新たなパートナー企業の発掘、ポータルサイトの活用やパートナー企業と連携したPR活動等を行っている。

令和4年11月末現在、寄附件数は対前年度比約124%となっている。

今後も寄附受入額の増加に努める。

(イ) 農業振興地域整備計画改定経費

農業振興地域整備計画について、都市計画道路の整備等により農業振興地域内の農用地の現状が変化していることから、計画書の変更を実施するための経費。令和5年度までの2か年で実施する。

令和4年度は、資料収集整理、農用地地番データの精査、農家意向調査、土地利用現況図作成、土地利用計画の検討資料作成を行い、農政推進審議会に計画の改定について諮問した。

令和5年度は、農政推進審議会の答申を受け、埼玉県の同意を得て計画を変更する予定である。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

勤務整理簿、週休日振替簿等の人事関係書類に複数の誤りが見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。